



岐阜県からのお知らせ

この情報は平成26年8月21日現在のものです。
この紙面に関するお問い合わせは、県広報課まで ☎058(272)1111(代) ☎058(278)2506
点字版・音声版をご希望の方は、県広報課へご連絡ください。

情報ボックス

お知らせ 第28回 岐阜県農業フェスティバル

県内各地から新鮮な野菜や果物、各種畜産物、水産物、それらを使った加工品が集合し、展示即売会が行われます。見て、触れて、味わって、岐阜県の農業を体感してください。
●とき/10月25日(土)、26日(日)
●ところ/岐阜県庁周辺(岐阜市)
●問/県農産物流通課 ☎058(272)8417

お知らせ 青少年健全育成条例の一部改正

平成26年10月から、18歳未満の青少年が使用する携帯電話にフィルタリングを利用しない場合、保護者は携帯電話販売店に対して「正当な理由」を記載した書面の提出が必要となります。※詳細は私学振興・青少年課ウェブサイト
●問/県私学振興・青少年課 ☎058(272)8238

相談 弁護士による無料法律相談

●とき・ところ/11月5日(水)、19日(水)、12月3日(水)、17日(水) いずれも13:00~15:50 県民生活相談センター(岐阜市)
●定員/各日8人(先着順) ※開催日2日前までに申込先へ電話
●申込先・問/県民生活相談センター ☎058(277)1001

相談 交通事故相談

交通事故による過失割合や損害賠償などのさ

まざまな相談に応じます。※要申込・無料

●とき・ところ/10月2日(木)・16日(木)・11月6日(木)・20日(木)多治見市役所、10月10日(金)・11月14日(金)可茂総合庁舎、10月22日(水)・11月26日(水)飛騨総合庁舎 ※いずれも10:00~15:00
●申込先・問/県民生活相談センター ☎058(277)1001 ※電話での相談は随時受け付け

相談 難病医療・福祉相談会

専門医による相談会を開催します。※当日受け付け時間内に申込・無料

●とき・ところ/11月16日(日)13:00~16:00 [受付時間12:30~15:00]アビセ・関(関市)
●相談(個別形式)/■血液内科疾患(ミニ学習会あり) ■神経内科疾患 ■整形外科疾患 ■福祉相談(福祉制度、サービス等)
●問/難病生きがいサポートセンター ☎ ☎058(214)8733

相談 不妊・不育に関する個別相談・交流会

[個別相談]13:30~16:00(先着8人)[交流会]13:30~14:30 ※いずれも要申込・無料

●とき・ところ/10月21日(火)西濃総合庁舎、28日(火)飛騨総合庁舎、11月4日(火)中濃総合庁舎、11日(火)恵那総合庁舎
●申込方法/開催日前日までに、電話、FAXまたはメールで申込先へ
●申込先/県不妊相談センター ☎ ☎058(389)8258

メール c11223a@pref.gifu.lg.jp

●問/県保健医療課 ☎058(272)8276

募集 食品の安全・安心シンポジウム

食物アレルギーの講演、意見交換を行います。※要申込・無料(託児あり※要問合せ)

●とき・ところ/11月11日(火)13:30~16:00 岐阜県図書館(岐阜市)
●定員/200人(先着順)
●申込方法/郵送、FAXまたはメールで申込先へ 申込書は申込先のほかウェブサイトから入手可
●申込期限/11月4日(火)消印有効
●申込先・問/県生活衛生課 ☎058(272)8284 ☎058(278)2627
メール c11222@pref.gifu.lg.jp 〒500-8570(住所不要)

募集 国民参加の森林づくりシンポジウム

倉本聡(くらもとそう)さんの基調講演やパネルディスカッションが行われます。※無料

●とき・ところ/11月22日(土)13:00~15:00 くらくプラザ(岐阜市)
●定員/500人(先着順)
●申込方法/郵送、FAXまたはメールで申込先へ。申込書はウェブサイトから入手可
●申込期限/10月31日(金)消印有効
●申込先・問/県国営樹祭推進事務局 ☎058(272)8462 ☎058(278)3527
メール c11514@pref.gifu.lg.jp



ピンク色に模様替え

今年の4月から、3年間のモデル期間を設けて市が発行を開始した地域通貨「Kマナー」。

26年度は、市からの補助金や報償費の約4千万円が「Kマナー」に振り替えられています。対象者は限られていますが、徐々に市中に出回っています。

「Kマナー」は、額面1,000円。市内の協力店で使うことができます。

4月と10月の年2回発行され、有効期限は右表のとおりです。今回10月1日から、ピンク色のKマナーが新たに発行されます。Kマナーについて詳しくは、広報かに4月1日号をご覧ください。市ホームページからも確認できます。



	有効期限
青色のKマナー	平成27年3月31日
ピンク色のKマナー	平成27年9月30日

協力店をホームページで紹介

Kマナー協力店の検索ページを開発しました。各店舗の情報のほか、Kマナー利用時に各店が設けているプレミアム特典や、お店の地図などが検索できます。

協力店検索ページはこちら <http://www.cci.kani.gifu.jp/k-money/>



問合せ先 地域振興課

広告

「広報かに」に広告を掲載しませんか 広告主を募集!!

「広報かに」に広告を掲載しています。市民の皆さんへの広告媒体として利用してみませんか? (発行部数 約32,700部)

料金 1日号 3万円(カラー)
15日号 2万円(2色刷り)

掲載スペース 1枠 縦60mm×横80mm (この枠の大きさです。2枠分をまとめて利用も可)

※広告掲載には一定の要件、基準があります。

申込・問合せ先 総合政策課

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金申請期限は 11月4日(火)です

今年4月からの消費税率の引き上げに際し、所得の低い人や子育て世帯の負担を緩和するために「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

市では支給対象となると思われる人に対して、7月末から郵送で申請書をお届けしています。申請期限は11月4日(火)です。手続きがまだ済んでいない人は申請してください。

対象となる人は?

臨時福祉給付金

平成26年1月1日時点で可児市に住民票があり、平成26年度の住民税(市県民税)が非課税の人

*次の場合は対象外です。

- 住民税が課税されている人に扶養されている場合
- 生活保護の受給者である場合など

問合せ先 福祉課



子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月1日時点で可児市に住民票があり、平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人

*次の場合は対象外です。

- 臨時福祉給付金の対象となる場合
- 生活保護の受給者である場合など

問合せ先 こども課

2つの給付金について専用電話を設置しています。不明な点は問い合わせてください。

●臨時福祉給付金 ☎②1125

●子育て世帯臨時特例給付金 ☎②1220